

第26回 新型コロナウイルス感染症対策本部（法定）会議
（書面開催）

1 日 時 令和4年（2022年）1月20日（木）

2 案 件

- (1) 「まん延防止等重点措置」の適用による対応について（付議）
（総合経営部・生活安全部）別紙1
- (2) 地域における社会機能維持のための市職員に係る対応について
（付議）
（総合経営部・健康部）別紙2
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の現状等について（報告）
（健康部・総合経営部）別紙3
- (4) 八王子市新型コロナウイルス感染症 地域医療体制支援拠点の
再設置について（報告）
（医療保険部・健康部）別紙4
- (5) その他
PayPayによるポイント還元キャンペーンについて（資料なし）
【報告】
ポイント還元は、当初の予定通り令和4年1月31日まで継続する。
【理由】
ア.当該キャンペーンは、感染症対策を講じた認証店舗を対象と
していること。
イ.都のまん延防止等重点措置において、飲食店は営業時間の短縮
となるものの、営業は継続していること。

令和4年(2022年)1月20日
 総合経営部
 生活安全部

「まん延防止等重点措置」の適用による対応について

政府は令和4年1月19日(水)に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」を東京都を含めた13都府県に令和4年1月21日(金)から適用することを決定しました。

これに伴い、東京都は同日付で対象区域を都内全域とすることを決定し、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」を発表しました。

これを受けて、令和4年1月21日(金)以降の本市の対応について、下記のとおり報告します。

記

1. 基本的な考え

東京都の「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」に示される「要請」に速やかに対応する。
 ※「要請」以外の対応について、今後の感染状況等に応じて行う。

2. 期間

令和4年1月21日(金)0時から2月13日(日)24時まで

3. 公共施設の使用制限

(1) 一部使用制限がある施設

J:COM ホール八王子	○ホール:定員の1/2(大声無しは100%可)
学園都市センター	○ホール:定員の1/2(大声無しは100%可)
いちょうホール	○ホール:定員の1/2(大声無しは100%可)
南大沢文化会館	○ホール:定員の1/2(大声無しは100%可)
生涯学習センター (クリエイトホール)	○ホール:定員の1/2(大声無しは100%可)

(2) 上記以外の施設は通常どおり(制限なし)

4. イベントの開催制限

市が主催するイベントの開催に当たっては、次に示す必要な感染防止策を行う。

(1) 収容定員

	施設の収容定員(※2)			
	5,000人以下	5,000人超～ 10,000人	10,000人超～ 20,000人	20,000人超
大声なし (※1)	収容定員 まで可	5,000人まで可		
		「感染防止安全計画」(※3、※4)を 策定した場合 →収容定員まで可	① 「感染防止安全計画」(※3、※4)を策定 した場合 →20,000人まで可 ② ①に加え、「対象者全員検査」制度を活 用し、20,000人を超える人数について 陰性の検査結果を確認した場合 →収容定員まで可	
大声 あり	収容定員の半分まで可		5,000人まで可	

※1 大声ありのイベント…観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント

大声なしのイベント…上記以外のイベント

※2 収容定員が設定されていない場合

・大声ありのイベント：十分な人と人との間隔(できれば2m、最低1m)を確保

・大声なしのイベント：人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保

※3 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ

※4 参加人数が5,000人超のイベントに適用

5. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由とした市施設のキャンセルに伴う対応の変更

これまで、「施設の利用制限を伴う措置」が発出された場合に利用料金を還付することとしていたが、今後は、施設の利用制限を伴わなくとも、感染防止のための行動制限の協力依頼等の「東京都の措置」が発出された場合は、還付することとする。

変更前	変更後
(1) 今後、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、東京都による <u>市施設の利用制限を伴う措置</u> (以下「東京都の措置」という。)が発出された場合は、その期間中において新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由に、市施設の利用をキャンセルした場合は、使用料及び利用料金を還付する。	(1) 今後、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、東京都による緊急事態措置及びまん延防止等重点措置など(以下「東京都の措置」という。)が発出された際は、その期間中において新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由に、市施設の利用をキャンセルした場合、使用料及び利用料金を還付する。
(2) 上記(1)の「東京都の措置」の期間が満了した際は、還付を廃止する。(施設の実情に応じて、周知のための猶予期間を設けることができることとする。)	(2) 上記(1)の「東京都の措置」の期間が満了した際は、還付を廃止する。(施設の実情に応じて、猶予期間を設けることができることとする。)

6. 市民周知

市ホームページで周知する。

令和4年(2022年)1月20日
総 合 経 営 部
総 務 部

地域における社会機能維持のための市職員に係る対応について

1. 濃厚接触者に特定された職員の自宅待機期間の短縮

(1) 内容

社会機能維持者に該当する職員(以下、「エッセンシャルワーカー」という。)については、無症状であり、所定の検査が陰性であった場合には10日を待たずに業務に従事することができるものとする。

(2) エッセンシャルワーカー

市民部、福祉部、医療保険部、健康部、子ども家庭部、資源循環部、学校教育部及び生涯学習スポーツ部放課後児童支援課に所属する職員

(3) 業務従事可否の判断

①無症状であること

②6日目、7日目の抗原定性検査キットでの検査結果がそれぞれ陰性であること

※医療機関等での6日目のPCR検査または抗原定量検査での陰性確認でも可とする。

上記①及び②に該当すること

(4) 検査方法

濃厚接触者と特定されたエッセンシャルワーカーに検査キット2個と検査説明書を配布し、当該エッセンシャルワーカーは自宅で検査を行い、結果を所属長に報告する。

(5) 開始時期

検査キット等の準備ができ次第、開始する。

2. 応援体制

「課内応援」⇒「部内応援」の順で対応し、部内応援で対応できない場合は、「八王子市職員の応援体制に関する要綱」等に基づく対応、または「八王子市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)」に準じた対応とする。

※上記1の(2)の部署への応援職員についても、応援期間中はエッセンシャルワーカーとする。

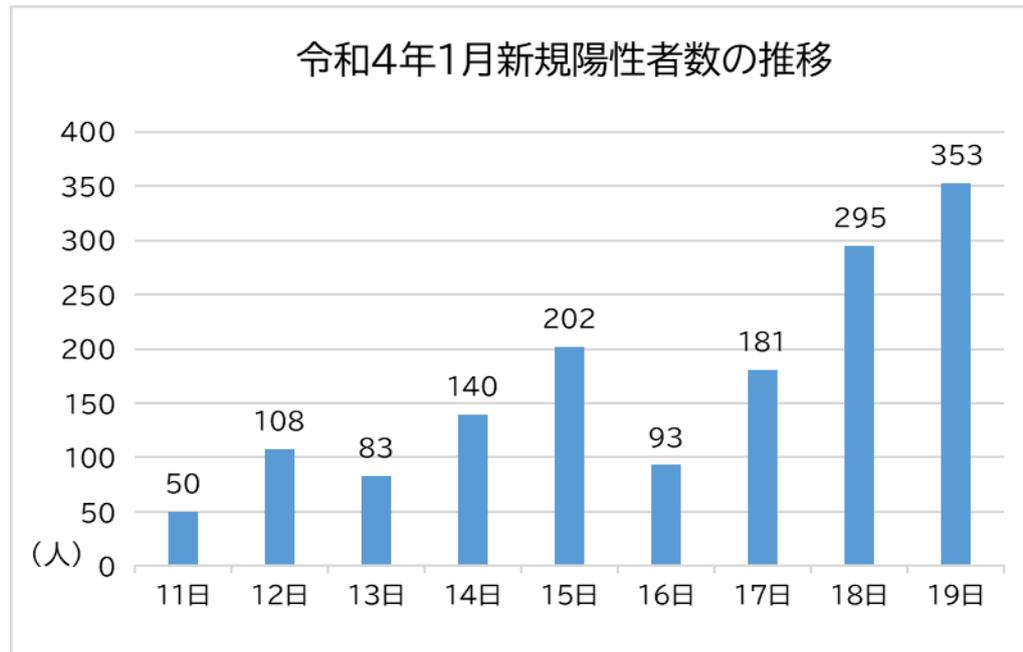
令和4年(2022年)1月20日

総合経営部
健康部

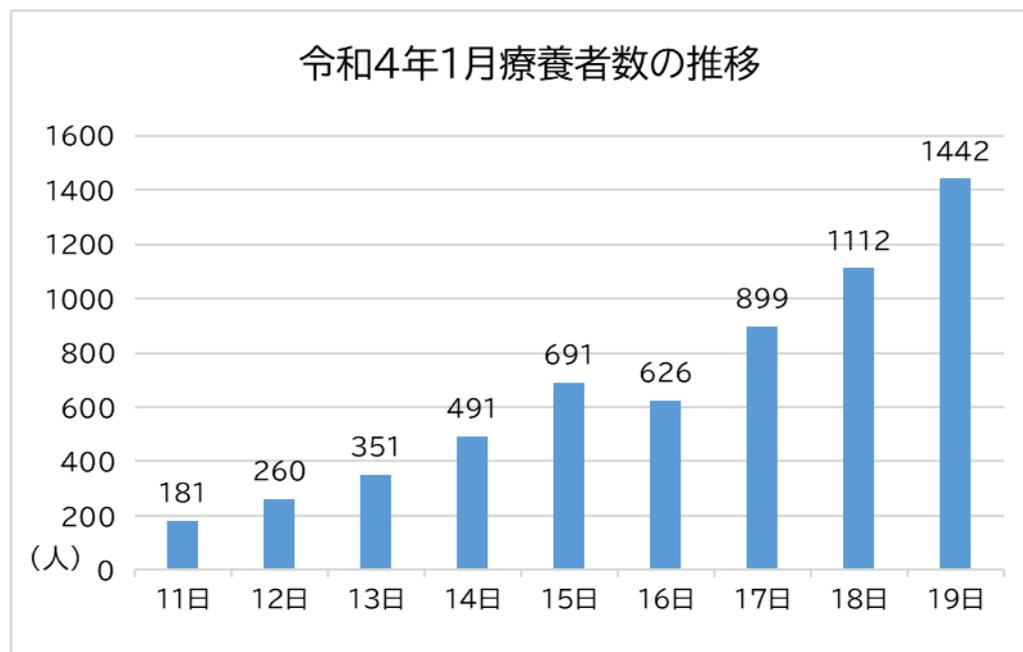
新型コロナウイルス感染症拡大の現状等について

1. 新規陽性者等の状況

(1) 新規陽性者数の推移(速報値)



(2) 療養者数の推移(速報値)



(人)	1月11日	1月12日	1月13日	1月14日	1月15日	1月16日	1月17日	1月18日	1月19日
新規発生者数	50	108	83	140	202	93	181	295	353
療養者数	181	260	351	491	691	626	899	1112	1442
(内訳) 入院	14	17	19	25	30	40	38	46	56
宿泊	27	51	58	82	100	31	42	43	41
自宅療養	140	192	274	384	466	555	819	1023	1345

2. 保健所への全庁応援体制(令和4年1月19日(水)現在)

(1)行政職

令和4年1月19日(水)から 4名配置

令和4年1月20日(木)から 12名配置予定

当面、16名の応援職員を配置

(2)保健師

令和4年1月8日(土)から 延44名配置

(3)その他

令和3年12月22日(水)から保健所業務の一部委託化を開始済み

令和4年(2022年)1月20日
医療保険部・健康部

八王子市新型コロナウイルス感染症 地域医療体制支援拠点の再設置について

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の第六波は過去に例を見ないスピードで拡がっており、急増する自宅療養者の対応が急務となっている。そこで、医療提供体制の機能を維持して市民の命を守るため、第五波の際に設置した「八王子市新型コロナウイルス感染症医療体制支援拠点(以下、支援拠点という。)」を第六波にあわせた形で再度設置し、八王子市、八王子市医師会及び市内医療機関が一体となって対応にあたる。

2. 地域医療体制支援拠点の概要

(1) 機能

保健所や診療所からの情報に基づき入院となりうる感染者や医療機関への受診が必要な感染者の情報と、病院の病床使用状況等を一元的に管理することにより、安心して自宅療養できる体制を整備するとともに更なる感染拡大にも速やかに対応できる体制を構築する。

(2) 主な業務

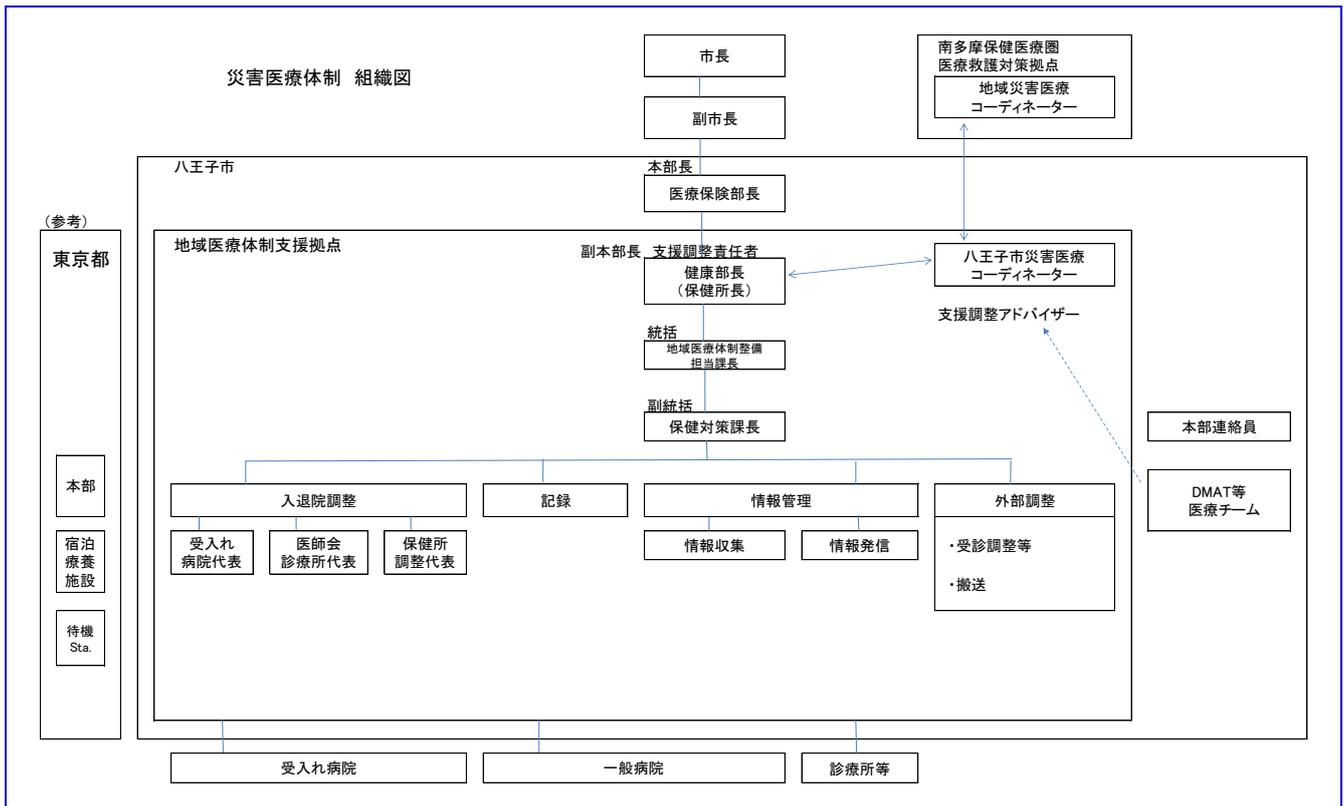
- ① 要入院調整リスト作成(保健所、診療所等、病院間)
- ② 診療所等受診(入院適用判断)調整
- ③ 受診手段確保(民間救急車・陰圧車等)
- ④ 医療機関、市役所、保健所間の情報共有(Web会議開催)

(3) 体制

- ① 市職員 (保健所長・医療保険部地域医療体制整備担当課長、保健所職員、地域医療体制整備チーム職員、全庁応援職員)
- ② 災害医療コーディネーター 2名
徳岡医師(東海大学医学部附属八王子病院)
朽方医師(南多摩病院)
- ③ 支援調整アドバイザー 2名
新井医師・斎藤救急コーディネーター(東京医科大学八王子医療センター)

(続きあり)

(4) 災害医療体制における位置付け



(5) 設置場所

八王子市役所 本庁舎 1 階 保健所サテライトスペース

(6) 設置期間

令和 4 年 (2022 年) 1 月 20 日 (木) から当面の間